## 指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名: 株式会社進興工業社(法人番号5011501006819)

業者の住所: 東京都荒川区東日暮里5-10-10

2 指名停止措置期間: 令和5年5月1日 から 令和5年5月14日 まで(2週間)

3 指名停止措置の範囲: 北関東防衛局管轄区域

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県及び長野県)

4 事 実 概 要: 有資格業者である上記法人は、令和2年11月6日、荒川遊園(仮称)キ

ャンディハウス外5棟建築及び改修工事において、通路及び作業用に設けた高さ2.7メートルの足場上で作業を行っていたところ、足場の一部に手すりを設ける等の墜落防止措置を講じておらず、作業員1名が墜落し、死亡する工事関係者事故を発生させた。この件について、同社及び同社使用人

は、労働安全衛生法違反により各々罰金刑に処せられた。

5 指名停止措置理由: 上記事実は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第1第

8号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)に該当するため、

指名停止措置を行うものである。

〇 指名停止措置要領(抄)

付表第1

	措 置	要	件	期	間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工 事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重 大であると認められるとき。					